

令和5年9月4日

各位

和歌山労働局長



和歌山県最低賃金・中小企業支援策に係る周知について（協力依頼）

日頃から、労働行政の円滑な推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、和歌山地方最低賃金審議会における調査審議を経て、和歌山県最低賃金（地域別最低賃金）が時間額 929 円（現行の 889 円から 40 円引上げ）に改正され、令和5年10月1日から発効することになりました。

和歌山県最低賃金は、正社員、パートタイマー、アルバイト等の呼称の如何を問わず、和歌山県内の事業場で働く全ての労働者に適用され、労働条件の確保・改善に大きな役割を果たすものであることから、県内全ての事業者及び労働者への周知が重要となります。

加えて、和歌山地方最低賃金審議会からは、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げやすい環境整備の重要性に鑑み、賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策の一層の利用及び活用促進を強く求められているところです。

以上のことから、今年度においては、令和5年9月1日から同年10月31日までを「令和5年度和歌山労働局 最低賃金・中小企業支援策周知強化期間」として、別紙のとおり要綱を定め、改正される最低賃金の周知と併せ、賃金を引き上げる中小企業・小規模事業者への支援策に係る広報及び活用の促進について、集中的な取組を行うこととしています。

つきましては、当取組の趣旨を御理解の上、別添の広報文例を御参考に、広報誌・ホームページ等への掲載、傘下の団体等への周知、開催行事でのリーフレット配布等、積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

なお、広報誌等への記事掲載をされた場合には、お手数ですが、掲載部分を下記担当者まで御送付くださいますよう、併せて願ひ申し上げます。

おって、最低賃金及び中小企業支援策に係る周知用ポスター及びリーフレットにつきまして、後日、送付を予定しておりますことを申し添えます。

和歌山労働局労働基準部賃金室（担当：上田、前西）

〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号

TEL：073-488-1152

E-mail：chinginshitsu-wakayamakyoku@mhlw.go.jp